

通知預金

平成24年8月13日現在

商品名	・通知預金
販売対象	・法人および個人の方
期間	・期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間以上の据置期間が必要です。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・据置期間経過後に一括払い戻しできます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時（払い戻し時）に一括してお支払いします。 ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%※（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
付加できる特約事項	・個人のはマル優の取り扱いができません。
中途解約時の取り扱い	・期間内に解約する場合は解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は店頭の表示金利でご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-5492-74）にお申し出ください。 紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象商品です。定期預金（積立・財形貯蓄商品含む）、定期積金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を合算し当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金を合計して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料をお渡しいたします。